甲府市告示５２０号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和６年８月２３日

甲府市長　樋　口　雄　一

１　業務名

ＭＩＲＡＩＴＯやまなし将来発見バスツアー企画運営業務

２　業務概要

山梨県では、毎年約４千人超の高校生が進学を機に山梨を離れ、そのうち地元で就職するのはわずか４人に１人の割合と言われており、雇用確保のためにも若年層の流失の抑制と将来的なＵＩＪターンを促進させることが課題となっている。

そこで山梨県内在住及び「やまなし県央連携中枢都市圏」（愛称・県央ネットやまなし）出身の東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県在住の大学生・短期大学生、専門学校生と高校生を対象に、地元への愛着を想起させる「郷土愛の醸成」、「就労・生活の地の魅力発信」を行い、ＭＩＲＡＩＴＯやまなし将来発見バスツアーを実施することとする。

３　履行期間

契約締結日から令和７年３月３１日（月）まで

４　参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定いずれにも該当していないこと。

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また法人においてはその役員が暴力団員でないこと。

（３）公告日から契約締結の日まで、本市による指名停止を受けている期間がないこと。

（４）本市の入札参加資格を有していない場合は、告示日現在、国及び地方公共団体から指名停止措置の期間中でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（民事再生開始の決定を受けているものを除く）

（６）法人格を有していて、圏域内に本社または営業所があること。

（７）市税・国税の滞納がないこと。

（８）過去５年以内に地方公共団体等で類似事業の業務実績を有していること。

（９）本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する者を従事させることができること。

５　手続き等

（１）実施要領等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等を、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

（２）提出方法等

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

６　連絡先

甲府市企画部企画総室自治体連携課

〒４００－８５８５　山梨県甲府市丸の内一丁目１８番１号

電話：０５５－２３７－５３１９

電子メール：chushin@city.kofu.lg.jp